



## IFRIC D24 号「顧客負担」

国際財務報告解釈指針委員会(IFRIC)は、2008年1月、顧客負担に関する解釈指針案を公表しました。PwC グローバル ACS ディレクターの Menachem Steinberger が、この解釈指針案について解説します。

IFRIC 解釈指針案 D24 号「顧客負担」(IFRIC D24 号)における提案は、企業が、財またはサービスの供給を促進するために顧客から有形固定資産(PPE)を受け取る場合に適用されます。また、企業が特に有形固定資産の取得に充てられる現金を受け取る場合、および企業が顧客に財またはサービスを提供するために有形固定資産を使用する場合にも適用されます。これらの契約は、公益事業、通信業界および建設業界において行われるもので、例えば、顧客が、特定地域に電気を供給するための配電施設あるいは配電網の拡張の建設を行ったり、その建設の資金を提供したりする場合などがあります。

また D24 号は、資産が顧客以外の第三者により提供される場合、例えば、住宅開発業者が、開発中の住宅全体への水道供給を目的に公益事業者が使用する資産を建設する場合にも適用されます。さらに D24 号は、ある企業がある資産(例: 供給網の拡張)を受け取り、別の企業がサービス(例えば、電話サービス)を提供する契約は、サービス提供者が当該資産を直接受け取る契約と何ら違いはないと結論づけています。

D24 号は、資産を受け取る企業に対し、当該資産を資産として認識するに適切かどうかを最初に評価するよう求めています。認識するに適切であると認められた資産は、当初に公正価値で計上され、その後それぞれの耐用年数にわたり減価償却されます。

資産を受け取る企業は、将来にサービスを提供するあるいは当該資産へのアクセスを提供する義務を負っています。このため、当該資産の公正価値と同額の負債を繰延収益として認識します。この負債は減額され、当該企業がサービスを提供する義務を負う期間にわたり収益が認識されます。この期間の長さは契約条件に依存しますが、資産の耐用年数を超えることはありません。

資産を受け取る企業は、その顧客との契約に IAS 第 17 号「リース」の適用対象となるリースが含まれるかどうかを判断することも要求されます。この契約により、結果としてファイナンス・リース契約において当該資産が顧客にリースバックされる場合には、当該資産および債務はいずれも認識されません。

D24 号は、現在顧客負担の会計処理を行っていない一部の企業は、貸借対照表で、有形固定資産と繰延収益をグロスアップして認識することが要求されることとなります。このため、これらの企業は、損益計算書でもグロスアップし、サービス契約期間にわたりそれに相当する収益および減価償却を計上することとなります。一部の関係者は、解釈指針の必要性を疑問視しています。これは、顧客負担を受け取る企業は、IAS 第 18 号、IAS 第 17 号、IFRIC 第 4 号および SIC 第 27 号における現行の指針を用いて、本来、会計方針を策定していなければならなかったはずだからです。

お問合せ： あらた監査法人(広報)

あらた監査法人

〒108-0014

東京都港区芝浦4丁目2-8

住友不動産三田ツインビル東館13階

電話:03-6858-0179(直通)

メールアドレス: [aratapr@jp.pwc.com](mailto:aratapr@jp.pwc.com)

あらた監査法人は、世界 150 ヶ国に 146,000 人のスタッフを擁するプライスウォーターハウスクーパース(PwC)のメンバーファームです。PwC のメンバーファームとして、会計及び監査において PwC の手法に完全に準拠した国際的なベストプラクティスを採用し、PwC のグローバルネットワークで培われた経験、専門知識、リソースを最大限に活用し、日本において国内企業および国際企業に対して、国際水準の高品質の監査を提供していきます。

© 2008 PricewaterhouseCoopers Aarata. All rights reserved.

'PricewaterhouseCoopers' refers to the Japanese firm of PricewaterhouseCoopers Aarata or, as the context requires, the other member firm of PricewaterhouseCoopers International Limited, each of which is a separate and independent legal entity.